



申22号
提出

社員の異動等に伴う住環境に関する申し入れ

首都圏へ出向中の社員が新潟支社に復職異動することになり、社宅への入居希望をしましたが、着任日までに社宅入居の準備が間に合わず、1ヶ月半ほどの期間を要するために一旦寮に入るよう会社から説明を受けました。

会社都合により転居を伴う異動であるにも関わらず、住居に関する配慮を欠き社員・家族に不利益が生じ得る状況から、申17号「異動に伴う住居に関する緊急申し入れ」を行い、4月28日に団体交渉を行いました。

団体交渉において、社員・家族の生活の安定が安全で質の高い労働につながることを労使で確認しました。会社側より現行のルール・手続等のあり方に限界があること、現在の働き方、環境において検討の余地があるとの認識を示した。住環境に関する不安の払拭と社員の活躍フィールド拡大・柔軟な働き方の実現を謳う会社の責務であり改善する必要があることから、申し入れを行いました。

【申22号 申し入れ項目】

1. 社員の異動、業務内容変更及び担務変更に伴う主たる就業箇所の変更にあたっては、赴任日までに社員の申請に基づき住環境の整備を行うこと。

東日本ユニオンは社員が安心して働ける労働環境と住環境の実現に向けて取り組んでいきます！